

麻生区青少年スポーツ活動振興会 会則

(名称)

第1条 本会は、麻生区青少年スポーツ活動振興会と称し、事務局を川崎市麻生区役所内に置く。

(組織)

第2条 本会は、麻生区の次にあげるものを会員として組織する。

- 1 町会長・自治会長、スポーツ推進委員、青少年指導員、子ども会、区PTA協議会
- 小・中学校PTA会長、小・中学校長

(目的)

第3条 本会は、川崎市教育委員会及び事務局と緊密な連絡をとり、必要な協議を行い、青少年等のスポーツ活動の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 青少年等の体育スポーツ、レクリエーション活動の実施並びに啓発
- 2 会員相互の研究会及び指導者の育成
- 3 その他必要なこと。

(役員・常任理事・理事)

第5条 本会に、次の役員、常任理事、理事を置く。

- 1 会長1名、副会長5名、会計2名、監事2名、常任理事10名及び理事若干名
- 2 会長、副会長、会計、監事は会員の互選による。
- 3 常任理事及び理事は各団体の推薦による。

(顧問及び参与)

第6条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、役員会で互選し、会長が指名する。

(役員・常任理事・理事の任期)

第7条 本会の役員、常任理事及び理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された役員、常任理事及び理事の任期は前任者の残任期間とする。

(役員会)

第8条 役員会は、会長、副会長、会計、常任理事をもって組織する。

(会議)

第9条 会議は、総会、役員会、理事会、全体会議とする。

- 2 総会は、年1回定期総会を開催し、事業報告、決算、事業計画、予算、会則改正その他の案件を議する。
- 3 総会の議長は、会員より選出する。
- 4 役員会、理事会、全体会議は必要に応じて会長が招集し、会議の議長には会長があたる。

(経費)

第10条 本会の経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもってあてる。

(会計)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり3月31日までとする。

(細則)

第12条 本会の会則施行に関して、必要に応じ細則を定めることができる。

(付則)

本会の会則は平成2年6月11日から施行する。
この改正会則は平成11年4月1日から施行する。
この改正会則は平成24年4月1日から施行する。